

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3により、塩谷町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

## 1.行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	(1)主事補又は技師補の職務 (2)主事又は技師の職務	42	30.7	主事	21	58	42.3	係員級
				主事補	12			
技師	1							
技師補	1							
保育士	2							
保健師	1							
管理栄養士	1							
社会福祉士	42							
心理士	11							
計	42							
2級	(1)知識、経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	16	11.7	主事	11			
				保育士	2			
保健師	2							
管理栄養士	1							
計	16							
3級	(1)係長又は主査の職務 (2)副主幹の職務	34	24.8	係長	12	34	24.8	係長級
				主査	17			
主任保育士	1							
保育士	2							
主任介護支援専門員	1							
主任保健師	1							
計	34							
4級	(1)課長補佐、所長の職務 (2)高度の知識、経験を必要とする業務を行う副主幹、係長又は主査の職務	20	14.6	課長補佐	5	20	14.6	課長補佐級
				副主幹	13			
主査保育士	2							
計	20							
5級	(1)会計管理者 (2)課長、事務局長の職務 (3)主幹の業務 (4)特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う課長補佐、所長の職務	9	6.6	園長	1	25	18.2	課長級
				主幹	8			
計	9							
6級	(1)困難な業務を行う会計管理者 (2)困難な業務を行う課長、事務局長の職務	16	11.7	課長	13			
				事務局長	2			
室長	1							
計	16							
合計		137	100.0					

2.技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	労務職員(乙)の職務 労務職員(甲)の職務 技能職員の職務	0	0.0		0	2	100.0	技能労務 職員級
				計	0			
2級	経験を必要とする労務職員(甲) (乙)の職務 技能経験を有する技能職員の職務	1	50.0	用務員	1			
				計	1			
3級	相当の経験を必要とする労務職員 (甲)(乙)の職務 相当の技能若しくは経験を必要と する技能職員の職務	0	0.0		0			
				計	0			
4級	主任技能職員の職務	1	50.0	用務員	1			
				計	1			
合計		2	100.0					